



2007年4月16日 第2007-44号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

すべてのパート労働者への差別の禁止を！

衆議院厚生労働委員会においてパート労働法を審議

4月13日、衆議院厚生労働委員会で短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（通称パート労働法）の一部を改正する法律案の審議が行われ、西村智奈美衆議院議員（民主）他2名の議員が質問に立ちました。

パート労働法は、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生充実、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、能力を有効に発揮することができるようにするために、平成5年から施行されているものです。

今回の改正は、少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴って、パートタイム労働者の果たす役割がますます高まっていることに対応したものです。事業主に対し、パートから通常の労働者への転換の推進に関する措置を講ずることを努力義務とする等の内容となっています。

質問に立った西村議員は、「労働条件の全体的な切り下げにつながるものではないか」と指摘。これに対し柳沢厚生労働大臣は「**労働条件の切り下げを招来するものではない**」と答弁しました。

この他、パート労働法は、短時間労働者を対象としていることから、正社員と同様の時間勤務をしているいわゆるフルタイムパートについては適用の対象外となっており、全てのパート労働者を対象とした法整備が必要なのではないかとの観点から、次のような質問をしました。

パート労働法の対象者はわずか1%！

【西村議員】賃金等の待遇について差別的取扱いはしてはならないものとしているパートタイム労働者については、3要件（**責任の程度が**

通常の労働者と**同一**であること、**期間の定めのない労働契約**を締結していること、**職務の内容及び配置**が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と**同一の範囲で変更**されると見込まれること）のハードルが高すぎる。これではこの規定の対象者が全パート労働者の1%ほどになってしまう。1%の均衡と引き換えに99%の犠牲を強いることにはないか。また、労働条件の一方的な不利益変更が行われることになるのではないか。

【雇用均等・児童家庭局長】合理的な理由なく一方的に労働条件の不利益変更が行われることは許されない。

【西村議員】現在およそ345万人いるといわれるフルタイムパートは対象外となっているが、フルタイムパートにも今回の法改正の考え方が反映されるべきと思うが。

【雇用均等・児童家庭局長】法律措置の求められていない部分にも考慮がなされるべきである。

【西村議員】相談体制について、パート労働者の相談に行政はきちんと対応するつもりなのか。これまで、指導・勧告は0件のようだが。

【雇用均等・児童家庭局長】フルタイムパートを含めて相談には対応していきたい。

【西村議員】パート労働者が直面している問題は「短期」であるということより、「有期」であるということに起因することが多いのではないか。すべてのパート労働者に対する差別の禁止を盛り込むべきである。

【柳沢厚生労働大臣】今回の改正は有期雇用の問題に関して、短時間労働者については道をひらいたものである。全体についても引き続いて

検討していく。